

「10月は労働保険適用  
推進月間」です

労働保険の加入手続き  
はお済みですか？

労働保険(労災保険と雇用保  
険)は、労働者を1人以上雇用  
する、すべての事業主が加入す  
ることになっています(農林水産  
業の一部を除く)。

事業主や労働者の意向に関わ  
らず、加入の手続きをしなければ  
なりませんので、まだ加入し  
ていない場合は、早急に労働基  
準監督署かハローワークにご相  
談ください。

【甲】

大館労働基準署 ☎42-4033  
ハローワーク大館 ☎42-2531

あなたの「ヤル気」を支援  
経営革新講座を開催

大館北秋商工会とかげの商工  
会の主催で、経営革新に意欲的  
な事業所を対象に、経営革新講  
座を開催します。

講義や事例発表のほか、中小  
企業診断士や、経営指導員が、  
個別に経営革新へのアドバイ  
スを行います。

受講料・無料

と き(全2回)

10月4日(火)、11月1日(火)  
10時～17時

ところ

大館北秋商工会花矢支所

【甲】

大館北秋商工会 ☎55-0406  
同田代支所 ☎54-2256  
同花矢支所 ☎46-1216

求人早期提出を

来春の高卒者を対象と  
した、学卒求人の受け付  
けが始まっています。

現在、県内への就職希  
望者に対し、その求人数  
が大幅に不足していて、  
地元就職を希望する生徒  
にとっては、非常に厳し  
く、就職先の選択に苦し  
んでいます。

企業の将来を担うフレ  
ッシュで優秀な人材の確  
保と、若者の地元定着に  
より活力あるふるさとを  
つくるため、学卒求人の  
早期提出をお願いしま  
す。

【甲】

同ハローワーク大館  
☎42-2531

10月は「建設業退職金共済  
制度の加入促進月間」です

建設現場で働く方々への退職  
金制度があります。国で定めた  
制度であるため、安全・確実で  
す。また掛け金の一部を国で助

## 事業主のみなさんへ

成しているため、事業主が支払  
う掛け金は、損金(法人の場合)  
や必要経費(個人の場合)として  
扱われ、税法上は全額非課税と  
なります。

※ホームページで、退職金の試  
算、パンフレットの請求  
などの情報を公開してい  
ます。

アドレス

www.kentaiyokaisyokukin.jp/

【甲】建設業退職金共済事

業秋田支部 ☎018-

823-5495

仕事と家庭の  
両立を考えませんか

仕事と家庭を考えるセ  
ミナーを開催します。こ  
のセミナーでは、講演の  
ほか、男性育児休業取得  
者の体験発表もあります。

と き・10月27日(木)

13時30分～16時

ところ

ホテルメトロポリタン秋田

(秋田市中通7-2-1)

主な内容

講演  
テーマ

「仕事と育児の両立がしやす  
い職場づくりを」

講師・上手康弘氏

(株)カミテ代表取締役社長)

事例発表

(株)カミテで初の男性育児休業  
取得者の体験発表

【甲】秋田労働局雇用均等室

☎018-862-6684

応援します!

「お父さんの育児」

育児休業  
は、子供の人  
生の船出に参  
加出来る絶好  
のチャンスで  
あり、仕事と家庭生活のバラ  
ンスを見直す、良い機会です。お  
父さんも、我が子とじっくりと  
向き合う時間を作ってみませ  
んか。



県では、男性の育児休業取得  
を促進するため「お父さんの育  
休」促進事業を実施しています。

企業での研修へ講師を派遣

男性の育児参加への理解を深  
めるための研修を実施する企業  
に、講師を派遣します。

奨励金を支給

研修を実施する企業で、男性  
従業員が20日以上育児休業を  
取得した場合に、事業主に20万  
円、育児休業所得者に5万円の  
奨励金を支給します。

【甲】県労働政策課

☎018-860-2302

就職のお悩み、困りごとの  
相談を受け付けています

総合雇用支援センターでは、  
中高年の皆さんから、就職のお  
悩みや相談を受け付けています。  
と き・毎週日曜日10時～15時  
ところ

若年者ワンストップセンター

北部サテライト(いとく大館

ショッピングセンター3階)

※予約制です。

【甲】総合雇用支援センター

☎0120-49-8609

5年に1度の統計調査  
国勢調査にご協力を

10月1日を基準日として、国  
勢調査を行います。すでに国勢  
調査員が各家庭に調査票を配布  
していますので、ご記入をお願  
いします。

※国勢調査は、国内のすべての  
かたを対象に行っている統計調  
査で、統計法により回答が義  
務付けられています。ご協力  
をお願いします。

※記入された内容は、厳重に保  
護され、集計後の調査用紙は、  
溶解処理されます。

※集計結果は行政施策に反映さ  
れ、これからの私たちの暮ら  
しに生かされます。

【甲】企画振興課(内線269)